

# 告 示

## 埼玉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたまスーパーアリーナの指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社さいたまアリーナ

埼玉県さいたま市中央区新都心八番地

二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで